

8月号

2023. Aug. vol.716

TRUCK PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

トラック広報



もりやす つかさ

令和4年度 児童絵画コンクール受賞作品(森安 司さん 大阪教育大学附属天王寺小学校2年)

INDEX

特集記事

物流革新に向けた政策パッケージ

連載企画

2024年問題くわが社の取組く

No.4



しんとく だいち

令和4年度 児童絵画コンクール受賞作品(新徳 大知さん 幼保連携型認定こども園智鳥保育園6歳)

記事

- 連載企画 2024年問題へ～わが社の取組～ No.4 … 1
- 第55回 全国トラックドライバー・コンテスト大阪府大会 … 5
- Monthly News 7月 … 10
- 第26回トラック運送業界の景況感
(令和5年4月～6月期) … 12
- 「海の日」近畿運輸局長表彰
受賞おめでとうございます … 14
- 各社ドライバー教育にご活用ください
夜間の高速道路を走行 … 16
- 特集記事「物流革新に向けた政策パッケージ」について … 22
- 茨木市の向陽台高等学校で
単位認定カリキュラム「物流に関する授業」を実施 … 裏表紙

お知らせ

- ◇ 近畿の交通情報 … 14
 - ・ドライバーにとって睡眠は命綱
暑い時こそ質のいい睡眠を！
熱帯夜でも快適睡眠《3つのポイント》 … 15
- ◆ 近畿共済のページ … 18
- ◆ 大貨健保のページ … 19
- ◆ 大貨特退共のページ … 20
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（6月分） … 21
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表（6月度） … 21
- ◇ 軽油購入価格推移表（平均値） … 21
- ・連載 4コマ漫画
新米トラガール ひかりちゃん … 24
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） … 25
- ◇ N A S V A だより … 25

今月の挟み込み

- ◇ 安全運転実践目標
- ◇ 事業用貨物自動車の交通事故発生状況
- ◇ 大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストへの参加と助成について(お願い)
- ◇ 交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内
- ◇ 「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内
- ◇ 「テールゲートリフター特別教育(学科)」の開催について(ご案内)
- ◇ [NEXCO西日本 NEXCO中日本]名神集中工事 豊中IC⇄小牧JCT
- ◇ [大阪府警察]連続発生 交通死亡事故発生通報
- ◇ [大阪府警察]交通死亡事故発生通報 中型貨物が歩行者に衝突!
- ◇ [大阪府警察]交通死亡事故発生通報 大型貨物車が歩行者に衝突!
- ◇ [大阪府警察]交通死亡事故発生通報 普通貨物自動車に対向車と正面衝突!
- ◇ [公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会]物流2024年問題研究会in KANSAI
- ◇ [中小企業基盤整備機構]BCPに興味のある方必見!トラック協会会員の皆様
- ◇ [日本海事協会]トラック・バス・タクシードライバーのための「働きやすい職場認証制度」
- ◇ [国土交通省]大阪・関西万博 特別仕様ナンバープレート
- ◇ [関西グリーン物流パートナーシップ会議]グリーン物流セミナー(鉄道版)
- ◇ [里親支援機関キーアセット大阪事務所]養育里親『はぐくみホーム』ミニ説明会



2024年問題へ

～わが社の取組～

谷正運輸株式会社
(東北支部)

代表取締役社長：谷 昇生 氏

●谷正運輸株式会社さんの強みを教えてください。

弊社の強みとしては、地場メインで運送しており、専属便が多い点です。専属便が多いので、お客様から親しみを持って接していただいております。様々な要望にもフレキシブルに対応出来ます。

また、弊社ではドライバー全員が名刺を持っている等、ドライバー一人ひとりがセールスドライバーとしての意識をもって仕事をしています。お客様のところへ訪問した際、営業の最初の窓口としてお客様の要望にいち早く対応できる体制を取っています。今はドライバー自身、ただ運転するだけでなく様々な要望に応えなければならない時代ですし、ルールやマナーも守らなければお客様に選んでもらえないので、社員教育はしっかりと行っています。

●安全への取組についてどのような取組をされていますか？

日々の教育は勿論のこと、安全講習会を定期的に行っています。1月と7月には会社を挙げての安全講習会を実施しており、安全目標を確立しドライバーの安全に対する意識の向上を図っています。



●人材確保についてどのような取組をされていますか？

最近では給与も上昇傾向にあるので昔から在籍するベテランドライバーの離職率は低いのですが、若いドライバーの離職率は中々低くないのが現状です。若い人材を育てるためにも積極的な採用活動を行っています。

新規採用についてはインターネットのドライバー専門の求人サイトを利用しております。求人サイトの普及により他の会社に転職しやすくなった影響もあり、最近では新規採用で入社する方が多くなった分、すぐに退職されてしまう方も多くなり苦戦しております。

先日求職者の方と面接した際、好印象な方だったので、いつから来ることが出来ますか？と聞いたところ、別の会社も受けているのでもう少し待ってほしいと正直に言われてしまいました(笑)。やはり最近では並行して複数の会社を選考している求職者の方が多いですね。

募集状況についてもコロナ禍が明けてから苦戦することも増えてきたので、今後はSNSを活用した求人活動も始めようかと考えております。

谷正運輸株式会社

従業員数：33名（内女性ドライバー：4名）

車両台数：28台

主な輸送品：家電、包装材料、雑貨

輸送地域：大阪府内の家電量販店のセンター間輸送や町の電気屋への配送が多い

経営方針

お客様からお客様へ、安全かつ確実にお荷物をお届けする事により、その荷物に携わるすべての方々喜びを噛み締め豊かな生活・社会になるよう物流を通じて貢献する。

2024年問題について

●規制適用により、谷正運輸株式会社さんに具体的にどのような影響がありますか？

年960時間の時間外労働の規制については荷主様や元請様とお話をしたところ、少し先の話という感覚があるのか、まだそこまでひっ迫して対応をしている感じはないですね。弊社としても3月や7月・8月あたりの繁忙期とそれ以外の閑散期では業務量の差が大きいため、年間を通じて平準化をすることは可能かと思いますが、2025年の3月時点でどれほどの影響があるのか、正直に言ってまだわからない部分もございます。

●谷正運輸株式会社さんが行っている対策を教えてください。

弊社で行っている2024年問題への対策の1つ目が労務管理ソフトの活用です。弊社の労務管理は全てコンピューターの管理ソフトを使用しており、月の時間外労働時間が40時間までは色付けなし、40時間から60時間が黄色、60時間超は赤色と表示されるようになっており、一目でドライバーの労務状況が分かるようになっております。月の時間外労働時間が40時間以上で黄色が表示されたドライバーには、配置転換をさせる等、配車係が中心となって労働時間の削減に向け指示を出しています。

2つ目がオールラウンドプレイヤーの育成です。近頃ではお客様の中でも月曜日から金曜日のみ稼働し、時間外労働がほぼない配送先もございます。その専属便として配送しているドライバーに、忙しいドライバーの代わりとして月に何回か土曜日に働いてもらい一人当たりの業務量の平準化を図っています。弊社では週休2日制を採用しているため、月曜日から金曜日まで働いたうえで、土曜日も出勤すると1週間あたりの拘束時間がかなり長くなってしまいます。そのため長時間労働になりがちなドライバーには土曜日を休ませ、時間外労働を減らすようにしています。2024年問題を乗り越えるためには、どのドライバーでも同じように働くことが出来るオールラウンドプレイヤーの育成は必須だと考えています。

ドライバーは決められた時間に決められたモノを決め



られた場所に届ける等、決まったルーティンの仕事を行うことが体への負担が少なく、ストレスも少ないと

思います。弊社でもドライバーの負担を減らすために、そのようにしていく方向ではあるのですが、この厳しい時代を生き抜くためには、一つの仕事をみを専門させることは難しいのが現状です。全てのドライバーが全ての仕事をこなすのは難しいかもしれませんが、一つの仕事を抱えておきながら、プラスアルファで同僚の仕事も手伝えるような人材が必要だと思っています。また、2024年問題解決のため、オールラウンドプレイヤーの育成を行った結果、一人当たりの仕事量が増えてくるドライバーもいます。気持ちよく仕事をしてもらうためにも、ドライバーと話し合いを行い納得してもらう必要があると思います。お客様が待ち望んでいる荷物を届けるためにも、ドライバー一人ひとりの力が必要だという話をしてプロのドライバーとしての自覚を持った人材の育成も行っています。

2024年問題に関する弊社における対策の三つ目がお客様との時間調整等の交渉です。今までは昼に運行が終わった後、しばらく休憩してから夜に積み込み作業等をする等、拘束時間の長期化につながるような時間のロスがございましたが、お客様のご協力のもと、出発する直前に積み込み作業を行う等、無駄な時間の削減に努めています。

●谷正運輸株式会社さんが荷主企業に求めることは何ですか？

現在運送会社は大阪だけで4,000社以上あり、仕事の取り合いをしている状況です。そのため、お客様には運賃の安さだけで判断するのではなく、それぞれの運送会社の独自の取組みや姿勢で選んでいただきたいですね。弊社でも長年Gマークを保有したり、東京都貨物輸送評価制度の認証をいただく等、環境に対する取組について高い評価をいただいております。さらに弊社はドライバーの質も高く、無事故無違反のドライバーや、セールスドライバーとしてお客様にとってより良い提案のできるドライバーも沢山います。そのような点を踏まえてお客様には区別していただきたいです。もちろんGマークや東京都貨物輸送評価制度だけでなく、働きやすい職場認証制度やISO等を取得している運送会社もございます。また、ドライバーの質も運送会社ごとに大きく異なります。安全で健全な運送業界がさらに発展するためには、質の良いドライバーによりたくさんの仕事が集まるべきだと思いますので、荷主様には多角的に評価して判断してほしいと思います。



お客様からお客様へ、安全かつ確実にお荷物をお届けする事により、その荷物に携わるすべての方々の喜びを噛み締め豊かな生活・社会になるよう物流を通じて貢献する。

谷正運輸株式会社

代表取締役社長 谷 昇生 氏

そしてお客様には、私ども運送業界の現状について理解していただきたいです。最近ではお客様の運送会社に対するハードルが昔に比べ、かなり上がっていると思います。遅刻遅延はしない、商品は勿論のこと箱も綺麗、ドライバーの愛想も良いということは当たり前になっています。そのうえで私ども運送会社は差別化を図るためにより良いサービスを提供し続けています。しかしながら、運賃については中々上昇せず、むしろ運送会社同士の過当競争が起きているので大変厳しい状況です。

●谷正運輸株式会社さんが今後行っていくことを教えてください。

若年層の採用に力を入れていきたいです。コロナ禍だったということもあり、現在従業員数は減少傾向にありますが、荷動きも活発になってきているので従業員数を増やしていきたいと考えております。昔は弊社も50人以上従業員が在籍していたので、その時の人数を目標にしています。新規採用を増やすためにもSNSを活用する等、多岐にわたった求人活動を行っていきたくと考えています。

また弊社では、最新のトラックを積極導入したいと思っています。最新のトラックにはたくさんの安全装置が付いていますし、ドライバー自身も新型のトラックに乗ることで安全に対する意識も高まると思いますので、積極的に導入していきたいと考えています。

●トラック運送業界全体として取り組むべきことがあれば教えてください。

業界全体で取り組むべきことはまず、標準的な運賃を収受するためにみんなで声を上げて荷主企業と交渉することだと思います。トラック協会さんが運賃交渉セミナー等も開催してくれていますし、積極的に参加して情報を共有して業界全体で底上げができるようにしていきたいですね。

また、運送業は今でも危険な職業だと思われるので、求職者から嫌厭されているところがあると思います。車両の進化により運送業は昔に比べ安全になってきているので、求職者の方に安全な業界であることを業界全体でアピールする必要があると思います。そのためにもそれぞれの運送会社がドライバー教育をしっかりと行い、あおり運転や危険運転、いらち運転を撲滅できるように取り組まなくてはならないと思います。

全ての運送会社の質が上がれば、運賃も自然と上がると思うので、横のつながりも大切にしながら業界全体の底上げが出来ればいいですね。



現場の声

ドライバーさんに聞きました!!

谷正運輸株式会社

へんとな ゆうき
辺土名 祐希 さん



ドライバー歴を教えてください。

ドライバー歴は7年です。

谷正運輸株式会社さんに入社されたきっかけを教えてください。

前職では小型トラックで飲料水の配送を行っていたのですが、もっと大きなトラックに乗りたいと思い、こちらに転職しました。

普段どのようなトラックでどのような物を運ばれていますか？

家電や雑貨等、何でも運んでいます。ヘルプで走ることも多いので2t車や4t車等、様々なトラックに乗ることがあります。

主にどういった場所に配送されていますか？

家電の場合は大阪府内への配送がメインですが、スポットで走る場合には岡山や名古屋等の中距離輸送が多いです。

普段運転されていて気を付けていることはありますか？

大きい車に乗っているので車間距離には気を付けています。

仕事中の楽しみはありますか？

様々なところに行けるのでご当地での食事が楽しみです。

やりがいや嬉しかったことを教えてください。

卸し終わった後荷台がきれいになっているとやりがいを感じます。

苦労されていることを教えてください。

家電の配送を行うので、冷蔵庫等の重いものを運ぶときには苦労します。

谷正運輸株式会社さんに入社して良かったところを教えてください。

従業員同士の仲が良く、積み込み等の際は会社の仲間が集まって手伝っていただける点です。

今後の目標を教えてください。

今後も無事故無違反を継続していきたいです。

日常業務の内容（ある日の1日） 名古屋方面への配送

出社	5:00
点検、乗務前点呼	5:10
名古屋に向け出発	5:20
名古屋にて積卸	8:30
岐阜にて積卸	9:10
大阪に向け出発	9:30
途中SA等にて休憩	12:00
帰社	13:00
乗務後点呼	13:10
翌日の準備を行い退社	13:30



上司の方へのインタビュー

辺土名さんのお仕事ぶりについて教えてください

辺土名くんは入社してから今まで、商品事故を含めて一度も事故をしたことがないですし、仕事もきっちりしてくれます。大事な仕事も辺土名くんになら任せられますし、弊社のエース的な存在です。得意先のお客様からも指名されることも多いです。



吉田 初雄 所長

今後の辺土名さんに期待することは？

教え方も丁寧ですし、仕事の質も良いのでリーダーとして現場を引っ張ってほしいです。そしてゆくゆくは出世して会社全体を引っ張ってほしいですね。

プライベートについて

趣味、特技は何ですか？

釣りが趣味です。

学生時代、何か部活などはされていましたか？

野球部でした。今でも友人とソフトボールをすることもあります。

ストレス解消方法は何ですか？

とにかく寝ることです(笑)。

休日の過ごし方を教えてください。

釣りに出かけることが多いです。

全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会



実科競技（運転操作）



学科競技



実科競技（日常点検）

当協会主催の「第55回全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会」が7月22日、門真市の門真運転免許試験場にて開催され、会員事業者から38名のトラックドライバーが参加した。

本大会は法規の順守と運転技能および整備点検技術の向上を図り、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、プロドライバーとしての誇りと社会的責務を自覚させることを目的に開催している。

この日参加したドライバーは11トン車部門15名、4トン車部門16名、トレーラ部門5名、女性部門2名の計38名。

開会にあたり、主催者を代表して当協会 伊藤徳男

専務理事が挨拶を行った後、「交通法規」「構造機能」「運転常識」の分野から出題される学科競技が午前10時から行われた。

午後からは参加選手が4トン車部門、11トン車部門、トレーラ部門、女性部門に分かれ、安全運転の基本操作を試験官によって厳重に採点される「運転操作」や、制限時間内に車両の各点検項目について正しく理解し的確に実施しているかを判断する「日常点検」の実科競技が行われた。（トレーラ部門は「日常点検」のみ）

なお、本大会で出題された学科競技の問題と解答は次頁以降に掲載しております。

参加事業者（順不同）

扇町運送(株)、(株)樋口物流サービス、エービーカーゴ西日本(株)、センコー(株)、日本通運(株)、大阪センコー運輸(株)、南大阪センコー運輸整備(株)、西濃運輸(株)、杉村運輸(株)、濃飛倉庫運輸(株)、鴻池運輸(株)、(株)エスラインギフ、NX キャッシュ・ロジスティクス(株)、一宮運輸(株)、ヤマト運輸(株)大阪主管支店、ロジスティード西日本(株)、(株)オフィス三進、九州西濃運輸(株)、日本郵便輸送(株)、日通関西物流(株)

学科競技問題と解答

交通法規 (40問)

次の各々について、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 本籍に変更があった場合は、すみやかに住所地を管轄する公安委員会に届け出なければならない。
2. この道路標識は、前方の道路が「工事中」であることを示している。
3. 白いひし形の道路標示がある場合、その標示の先に横断歩道または自転車横断帯があることを示している。
4. 道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としている。
5. 路側帯の幅が0.75メートル以下の場所で駐停車を行う場合、他の交通の妨害にならないようにするため、路側帯に進入し駐停車しなければならない。
6. 車両等は、夜間、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火を付けなければならないが、灯火を付けなければならない時間帯は、季節や地方によって違いがある。
7. 車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなければ、駐車できないが、運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができるときは、駐車してもよい。
8. 路線バス等が後方から接近してきた場合に、バス優先レーンから抜け出ることができなくなる場合は、そのバス優先レーンを通行してはならない。
9. 「制動距離」とは、「空走距離」と「停止距離」をあわせたものをいう。
10. 令和4年中、全国の交通事故発生後24時間以内に死亡した死者数は2,610人で、一昨年より若干の増加に転じた。
11. 特定小型原動機付自転車は、最高速度20km/h以下、定格出力0.5kW以下、長さ190cm以下、幅60cm以下のものである。
12. 特定小型原動機付自転車は、交差点を右折する際、必ず二段階右折しなければならない。
13. 自転車乗用中に乗車用ヘルメットの着用が努力義務となったが、特定小型原動機付自転車では、努力義務とはなっていない。
14. 安全運転管理者制度において、車両の使用者と安全運転管理者が別の場合、安全運転管理者は、安全運転管理業務に必要な機材を整備しなければならない。
15. 道路の幅が3.5メートル以上あれば、駐車禁止場所でなければ駐車してもよい。
16. 交通事故の際、相手に過失があつて自分に責任がないことが明らかで、相手が「すみません。」と言って立ち去ったので、警察官に届け出なくてもよい。
17. ブレーキに負荷がかかることにより、液体が過熱され生じた気泡により、ブレーキが効きにくくなる現象を、「ベーパーロック現象」という。
18. 見通しのよい交差点で、交差する道路を走行している車が停車しているように見える現象を、「コリジョンコース現象」という。
19. 自転車で「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを通行するとともに、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは徐行しなければならない。
20. 交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合、交差する道路の幅員が明らかに広い場合には、徐行しなければならない。
21. 対向車線を走行する二輪車は、距離は実際より遠く、速度は実際よりも遅く感じやすい。
22. 環状交差点から出るときは、合図を行う必要はない。
23. 環状交差点に進入する際は、あらかじめ道路の中央に寄り、速度を落とさなければならない。



24. 横断歩道、自転車横断帯とその手前から20メートル以内の場所では、追越しが禁止されている。
25. この標識は、前方の道路が二方向交通（対面通行）になることを示している。
26. 歩道や路側帯を横切るとき、人や自転車がいないことが明らかな場合でも、その直前で一時停止しなければならない。
27. 前方の信号が赤色の点滅を標示しているときは、車は徐行して進行しなければならない。
28. 故障車をロープでけん引する場合は、その間を5メートル以内にし、ロープに0.3メートル平方以上の白い布を付ければならない。
29. 信号機のない横断歩道の手前で止まっている車の側方を通過するときは、徐行しなければならない。
30. 傷病者の救護のためやむを得ないときは、道路の右側に余地がなくても駐車することができる。
31. 交通整理が行われていない道幅が同じくらいの交差点では、左方から来る車があるときはその車の進行を妨げてはならない。
32. 前車に続いて踏切を通過する場合、後続車の妨げにならないように一時停止や安全確認を行わずに一気に通過しなければならない。
33. この標識のある場所は、道幅が2.2メートルであることを示している。
34. 交差点や交差点付近以外の場所で緊急自動車が近づいてきたときは、左側に寄って進路をゆずらなければならない。（一方通行を除く。）
35. 見とおしのよいまがり角を通行するときも、徐行しなければならない。
36. 左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、かつ、できる限り道路の左側端に沿って速やかに進行しなければならない。
37. 走行中の車から煙草の吸殻や紙くずを投げ捨てるのは、違反行為ではないが、マナーに反する恥ずべき行為である。
38. 車を後退させるときは、シートベルトの着用は免除される。
39. 追越しをする場合に限り、制限速度を超えても違反行為とはならない。
40. 大型二輪免許を受けて1年を経過していないが、普通二輪免許を受けて1年を経過している場合は、二人乗りをすることができる。（高速道路を除く。）



構造機能（20問）

次の各々について、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 道路運送車両法の目的は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することである。
2. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者等は、自動車検査証を営業所に保管し、自動車には自動車検査証の写しを備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
4. 貨物の運送の用に供する小型自動車及び普通自動車の両側面には、堅ろうであり、かつ歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻き込み防止装置を備えなければならない。
5. 整備管理者を選任しなければならない大型自動車使用者等は、届出者の住所を変更したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
6. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車輛総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上のものは、速度表示装置を備えなければならない。
7. 自動車には反射光の色が白色である反射器であって、後方に表示するものを備えてはならない。
8. 貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出なければならない。

9. 自動車運送事業の用に供する普通自動車（被牽引自動車を除く。）の12月ごとの定期点検基準の点検項目に、令和3年10月1日より、「車載式故障診断装置の診断の結果」が追加となった。
10. 警音器の警報音発生装置の音は、運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させてもよい。
11. 日常点検におけるISO方式のホイール・ナットの緩みの点検にあつては、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ相互の指示のずれやインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法もある。
12. 何人も、自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。
13. 自動車の所有者は、日常点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態または適合しない状態にあるときは、保安基準に適合させるように整備をしなければならない。
14. 自動車は、その構造が、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
15. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m）、幅2.5m、高さ3.5mを超えてはならない。
16. 自動車の前面ガラス及び側面ガラスは運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が65パーセント以上でなければならない。
17. 貨物の運送の用に供する小型自動車の両側面に、黄色に点滅するマーカーランプを取り付け、運行した。
18. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
19. 自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。
20. 自動車の前面の両側には、青色の車幅灯を備えなければならない。

運転常識（20問）

次の各々について、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 大阪府下における令和4年中の交通事故による死者数（24時間死者数）は141人で、前年と比べ1人増加し、そのうち二輪車乗車中の死者数が45人で最多であった。
2. 大阪府下における令和5年上半期の交通事故による死者数（24時間死者数）は、81人で、その中で一番多いのは、自転車乗用中であった。
3. この道路標識は、「高さ制限」を表しており、荷台からの高さが3.3mを超える車は通行できない。
4. 水没等で車内に閉じ込められた際、緊急脱出用ハンマーを使用して窓ガラスを割る場合は、割れやすいフロントガラスを優先して割るとよい。
5. ハイドロプレーニング現象が起きたときは、両手でハンドルを押さえてエンジブレーキで静かに速度の落ちるのを待ち、タイヤとの回転摩擦を回復する。
6. 長い下り坂では、主としてフットブレーキを使用し、エンジブレーキは補助的に使用する。
7. 自動車の運転者は酒気を帯びて運転してはならないが、軽車両（自転車等）の場合はそのかぎりではなく、禁止の規定はない。
8. 酒気帯び運転の体内に一定の基準以上のアルコールを保有している場合とは、血液1ミリリットルにつき「0.15ミリグラム以上」のアルコールを体内に保有している場合をいう。
9. 貨物自動車で荷物を運搬するとき、荷物の積卸しのため、荷台に1人乗せて運転した。
10. 平成25年に取得した普通免許で運転できる車両総重量は、3,500kg未満までである。
11. 配送に使用するため、トラックフロントガラスにipadを貼り付け、地図を表示させながら運転した。
12. 5トン限定の準中型免許の保有者が、車両総重量が5トンを超え、7.5トン未満の車両を運転した場合は、無免許運転となる。



13. タイヤの空気圧が高すぎると、高速走行時にスタンディング・ウェーブ現象が発生しやすくなる。
14. 運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際にきき始めるまでの間に車が走る距離を「空走距離」といい、運転者が疲れているときなどは長くなるといわれている。
15. 路側帯は、原動機付自転車に乗車して自由に通行してもよい。
16. 5分以内の荷物の積卸しは駐車には当たらないので、横断歩道上で車を止め、荷卸しをした。
17. 早朝の配送中、路上で何かにつかったが、配送が優先のため、配送が終わってから何につかったかを確認しに戻った。
18. 荷物の積み卸しや休憩時間にエンジンをかけたまま車両を放置しておく等の無駄なアイドリングをやめることは、燃料の消費抑制や地球温暖化対策として運転者に求められている。
19. 夜間、見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにするか点滅させて、ほかの車や歩行者に自車の交差点への接近を知らせるとよい。
20. タイヤがすり減っていたり、路面が濡れていると空走距離は長くなるが、制動距離は変わらない。

正 答

■交通法規解答

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
○	×	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
×	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	○
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40					
○	×	×	○	○	×	×	○	×	○					

〔1問5点：200点満点〕

■構造機能解答

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×
16	17	18	19	20										
×	×	○	○	×										

〔1問5点：100点満点〕

■運転常識解答

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
16	17	18	19	20										
×	×	○	○	×										

〔1問5点：100点満点〕

Monthly News

7月

Jul 2023

3日



大阪府高速道路交通安全連絡会 第44回 通常総会

大阪府高速道路交通安全連絡会(中川才助 会長)の第44回「通常総会」が7月3日、大阪市中央区のホテルモントレ・スール大阪にて開催された。総会では中川才助 会長が開会の挨拶を述べた後、議長を務め、令和4年度事業報告等について審議し、いずれも原案どおり承認・決定された。

また、役員の一部変更が行われ、新たに専務理事1名と理事5名が就任した。

10日



大阪府自動車交通事故防止実行会 令和5年度 定時総会

大阪府自動車交通事故防止実行会(坂本克巳 会長)の令和5年度 定時総会が7月10日、大阪市中央区のホテルモントレ・スール大阪にて開催された。総会では坂本克巳 会長が開会の挨拶を述べた後、議長を務め、令和4年度事業報告等について審議し、いずれも原案どおり承認・決定された。また、任期満了に伴う役員の改選について、幹事長として伊藤徳男(大阪府トラック協会専務理事)が新たに就任した。

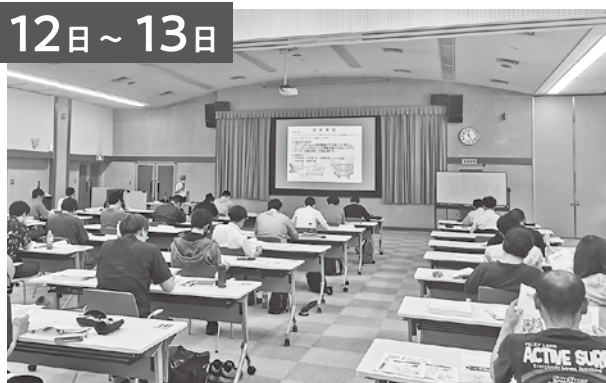
4日・5日・6日



「2024年問題」基礎セミナー

大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて2024年問題基礎セミナーを開催、3日間合計で会員事業者等125名が参加した。セミナーでは当協会の職員より「働き方改革と改正改善基準告示について」等、2024年問題に関する基礎知識について解説が行われた。

12日~13日



安全管理者選任時研修【陸災防】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は当協会との共催により、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて安全管理者選任時研修を2日間開催、会員事業者29名が参加した。研修では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 井内一成 氏より安全管理者の役割等についての講義が行われた。

12日



2023年度 生國魂祭に協力【中央支部】

当協会 中央支部（平井信一 支部長）は地域への社会貢献事業として、大阪市天王寺区の生國魂神社にて行われた生國魂祭に協力した。本行事開催にあたり、中央支部の会員事業者の車両18台が運搬等の準備に参加し、神輿や太鼓等の祭り道具を台車にのせ、指定された場所まで安全に運んだ。本行事は新型コロナウイルス感染拡大の影響により4年ぶりの開催となり、大阪府民がわが街大阪を日本文化の中心地であることを再認識できる1日となった。

20日



荷役作業時における労働災害防止対策セミナー 【陸災防】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は当協会との共催により、大阪市中央区の国民會館大阪城ビル12階・武藤記念ホールにおいて荷役作業時における労働災害防止対策セミナーを開催、会員事業者57名が参加した。セミナーでは、はじめに大阪労働局 労働基準部 安全課 副主任地方産業安全専門官 手柴理章 氏より挨拶が行われ、その後陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全・衛生管理士 井内一成 氏より講義が行われた。

26日



元運行管理者の社労士が解説「運送業の2024年問題」セミナー【北大阪支部】

当協会 北大阪支部(谷 康司 支部長)は大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「運送業の2024年問題」セミナーを対面とオンラインで開催、北大阪支部の会員事業者が参加した。セミナーでは北大阪支部顧問の特定社会保険労務士 石原清美 氏より「法改正でどう変わる？現場対応の方法を伝授します」をテーマに2024年問題に関する講義行われた。なお、北大阪支部では今後、2024年問題に関する個別相談会を開催する予定としている。

29日～30日



第49回 茨木フェスティバルに参加 【河北支部 東三島輸送協議会】

当協会 河北支部 東三島輸送協議会（栗尾尚孝 会長）は、茨木市の茨木中央公園において開催された第49回茨木フェスティバルに参加した。同協議会は中央公園グラウンドにブースを出展、福引で多くの子ども達を楽しませるとともに、福引の景品コーナー横に当協会の業務を紹介するパネルを設置して業界PRに努めた。また、当協会のマスコットキャラクターでもあるトラ坊もステージイベントに参加する等フェスティバルを大いに盛り上げた。

運転は思いやりと気配りで



トラック運送業界の景況感

(令和 5 年 4 月～ 6 月期)

今回の景況感調査では前回の調査結果同様、人手不足の影響等により停滞感が漂う低調な結果となった。

はじめに実働率を見てみると、「大幅に上昇」・「やや上昇」との回答が増え、「大幅に低下」・「やや低下」との回答が減っており、トラックの稼働が増えていることがわかる。しかしながら実車率を見てみると、どの項目も大きな変化はなく「横ばい」・「やや低下」との回答が7割を超える結果となり、トラックの荷動きは増えているものの効率よく運べているわけではないように見受けられた。

輸送数量全体を見てみると「変わらない」との回答が減少し、「大幅に増加」・「やや増加」との回答が大きく増えている。「(製造元の) 機械の部品が揃ってきたので、荷主の機械生産量が増加し、輸送量が増えている」という声がある等、先ほどの実働率同様荷動きが活発になっていることがわかる。

次にドライバーの過不足を見てみると、前回の調査から大きな変化はなく、ドライバー不足の状況が続いているようであった。今後も 2024 年問題等の影響により、ドライバー不足について、さらに深刻な状況になりかねないため対策が急務である。

営業収入を見てみると、前回の調査と大きな変化はないが、営業利益を見てみると、「変わらない」との回答や「やや減少」との回答は減少し、「やや増加」との回答が大きく増えている。「コロナ禍の沈静化に伴い、少しずつ景況が上向いている」という声があるように、経済の回復を感じている事業者も多くあった。また、業界の景況感について見てみると、「変化なし」との回答が大きく減少し、「やや好転」との回答が増えている。しかしながら「やや悪化」との回答も微増しており、輸送品目によって景況感にばらつきがあるようであった。

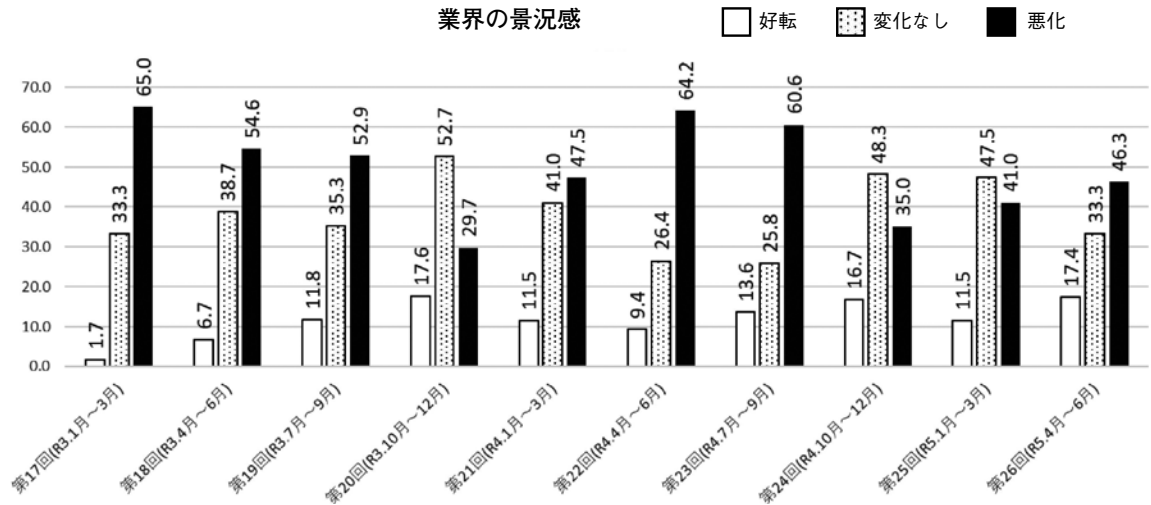
運賃・料金の水準について見てみると、「横ばい」との回答が大きく減少し、「やや上昇」との回答が増えており、運賃・料金の水準が上がったと感じる事業者も増えていた。また、荷主との協議について調査したところ、「協議をした」との回答と「協議をする予定」との回答の合計は 58.0%となっており、多くの事業者が荷主との協議や運賃交渉を行った結果が今回の調査結果に反映されているようであった。

また、前回の調査に引き続き 2024 年問題について調査したところ、「準備できている」との回答が 29.0%、「現在準備している」との回答が 66.7%、「準備できていない」との回答が 4.3%であり、多くの事業者が 2024 年問題に対し準備をしている状況であった。2024 年問題は、トラック運送業界のみならず日本社会全体に深刻な影響をもたらすことが予想されるため、共同配送等の効率化やデジタルトランスフォーメーションでの生産性向上等を進める必要がある。

※ 景況感調査の詳しい調査結果等は当協会HPからご覧いただけます。

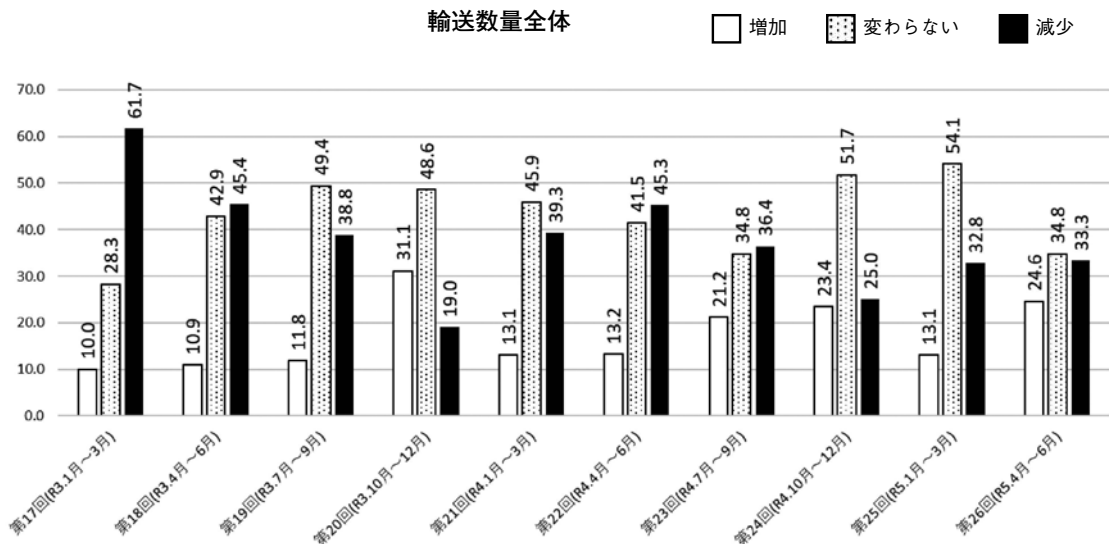
○業界の景況感

業界の景況感について、「好転」が5.9ポイント増加しているものの、「悪化」も5.3ポイント増加している。輸送品目によって景況感にばらつきがあった。



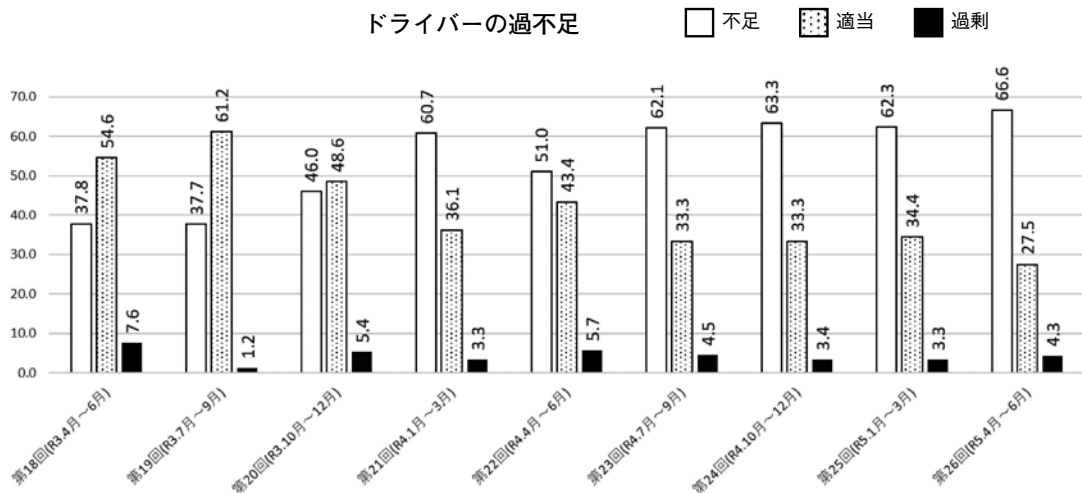
○輸送数量

輸送数量について、「変わらない」との回答が19.3ポイントと大幅に減少し、「増加」との回答が11.5ポイント増加している。新型コロナウイルスの感染分類が5類へ移行したことに伴い、荷動きが活発になったことへの影響が見られた。



○ドライバーの過不足

ドライバーの過不足について今期の状況は、前期と変わらず「不足」との声が7割近くあり、多くの事業者において、ドライバーが不足している状況であった。



「海の日」近畿運輸局長表彰 受賞おめでとうございます

海の日に際し、海事関係功労者の表彰式が7月20日、大阪市港区の海遊館ホールにて執り行われた。

■ 令和5年度 近畿運輸局長表彰 受賞者
(事業功労)

西谷敬三氏 (大阪運輸株式会社 代表取締役常務 = 港支部)

※他団体推薦

近畿の交通情報

- 8月17日～9月15日
名神高速道路 菩提寺 PA 上り 昼夜連続駐車場一部規制
 - 8月～12月のうち複数日
中国道 宝塚 IC 夜間一部閉鎖
 - 8月21日～12月下旬
中国道上下線 池田 IC ～宝塚 IC 終日車線規制
 - 8月17日～12月下旬
中国道上下線 宝塚 IC ～神戸 JCT 一部区間終日車線規制
 - 8月22日～23日
新名神高速道路上下線 高槻 IC ～茨木千提寺 IC 夜間通行止め
 - 9月23日～10月30日
西名阪自動車道下り 松原 JCT ～柏原 IC 土日夜間車線規制
 - 9月25日～12月5日
第二京阪道路第二京阪門真 IC および国道1号バイパス (大阪北道路) 上下線で
夜間閉鎖および夜間通行止め
 - 実施中～8月5日
西名阪自動車道下り 松原 JCT ～柏原 IC 平日車線規制
 - 実施中 (令和6年秋頃まで)
阪神高速16号大阪港線 (天保山方面) 阿波座付近終日1車線規制
 - 実施中 (令和7年3月末頃まで)
阪神高速14号松原線 (喜連瓜破～三宅 JCT) 終日通行止め
 - 実施中 (終了未定)
関西国際空港連絡橋 (りんくう JCT ～関西国際空港 IC 上下線) 車線規制
- その他の道路規制や最新情報は当協会 HP の道路規制情報をご覧ください



★ ドライバーにとって睡眠は命綱 暑い時こそ質のいい睡眠を！

熱帯夜でも快適睡眠《3つのポイント》

ポイント①

適切な室温・湿度で

室温は26度、
湿度は50～60%前後
が適切です。
夜中の脱水症状を
防ぎます。



ポイント②

寝具にも気配りを

夏用素材のシーツや枕
など寝具にも気配りを。



ポイント③

シャワーはぬるめに

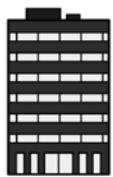
体温が上がりすぎると
安眠を妨げます。
寝る前のシャワーは
ぬるめがお勧めです。



それでも取れない「日中の強い眠気」、「夜中に目が覚める」
なら「SAS」の可能性も！！

SASの症状には「大きいびき」、「呼吸の停止」、「夜中に何度も目が覚める」、
「起床時の頭痛」、「日中の強い眠気」などがあります。

SASの治療をすることで、睡眠の質が変化し、快眠につながります。



大ト協 助成金対象 SASスクリーニング検査は
大阪府トラック総合会館 3階
全ト協 SAS対策事業指定機関/大ト協 SAS検査受託機関
NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)へ

SAS&NAVI無料お悩み相談会も実施中です。
お気軽にお問い合わせください。



〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

TEL: 06-6965-3666

URL: <https://www.ochis-net.jp/>

FAX: 06-6965-5261

E-mail: sas@ochis-net.com



ヘルスケアネットワーク

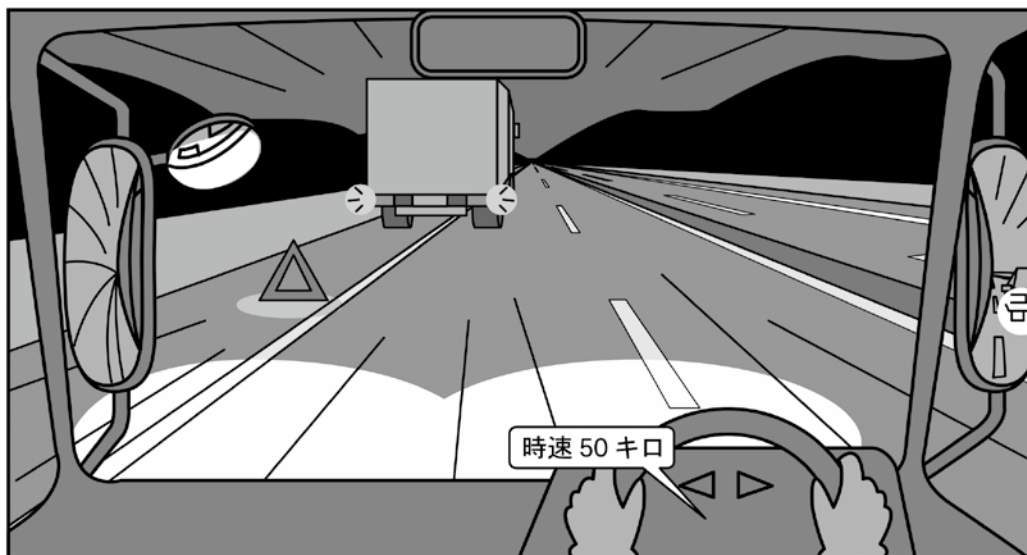
検索

各社ドライバー教育にご活用ください

このコーナーでは、危険予知訓練（KYT）のKYTシートや事業用貨物自動車の事故事例等をご紹介します。会員事業者各社のドライバー教育や、事故防止教育等にご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。（引用：独立行政法人自動車事故対策機構 <https://www.nasva.go.jp/fusegu/kikentruck.html>）

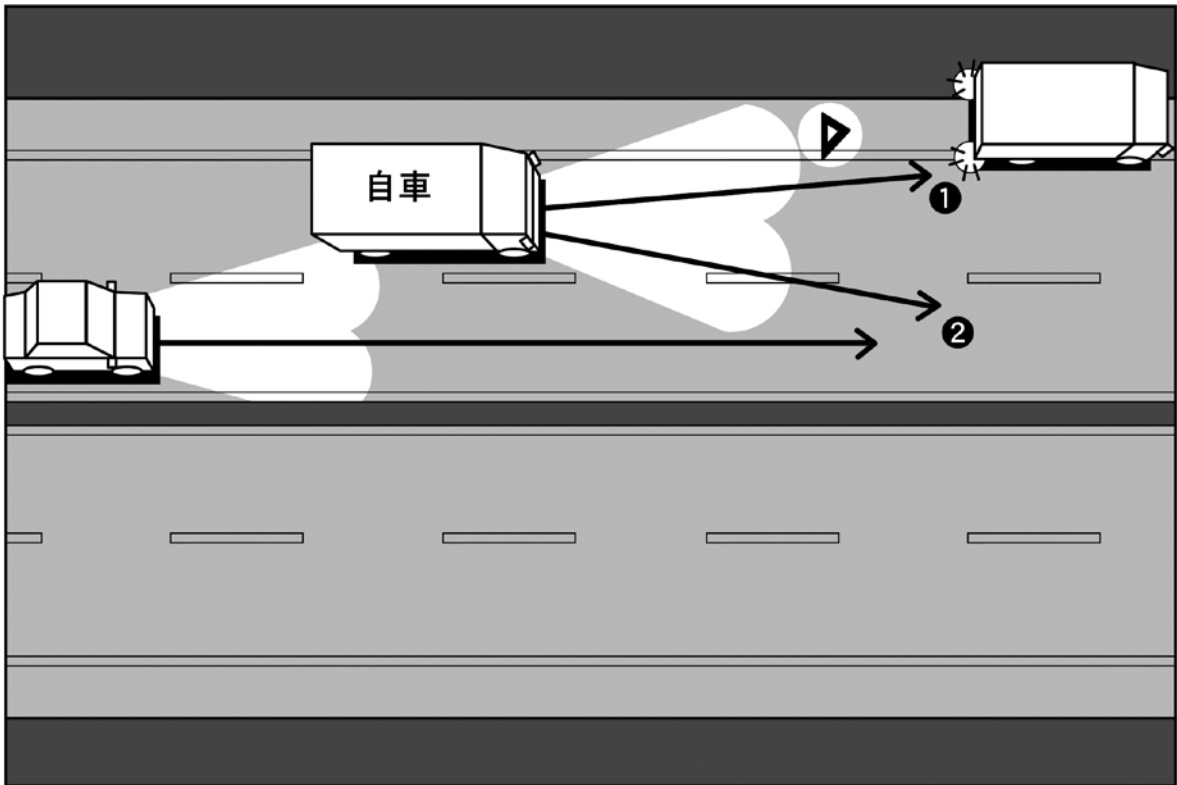
〔トラック4〕 夜間の高速道路を走行

交通場面の状況等	
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の高速道路を走行している。 ・前方の路肩に停止表示器材をおいて故障車が停止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制限速度：時速80キロ ・路面：乾燥 ・天候：晴 ・積載状況：10トン車 ・運転者：年齢52歳 ・運転経験：25年



どのような危険が潜んでいるか	どのような運転をすればよいか

〔トラック4〕 夜間の高速道路を走行



1. 主な危険要因の例

- ① 前方の路肩に停止している故障車に気づくのが遅れると、衝突する危険がある。
- ② 故障車を避けるために、後方の確認もせずに急な進路変更をすると後続車と衝突する危険がある。

2. 安全運転の例

- ① 前方の状況に注意して、故障車等の障害物をできるだけ早めに発見するよう努める。
- ② 故障車の直近での急な進路変更はきわめて危険なので、故障車を発見したら早めに進路変更をする。
- ③ 進路変更をするときは、必ず後続車の有無を確認する。

3. 乗務員指導のポイント

- ① 夜間は故障車等の発見が遅れがちになるので、常に前方によく目を配り状況を早目に把握するよう努めるとともに、故障車等の障害物を発見したときも早めに進路変更するなどの措置をとるよう指導する。
- ② 夜間は故障等で停止している車を走行車両と錯覚し、追従しようとして追突するというケースもあるので、そうした錯覚を起こさないよう常に意識を高い水準に保って走行するよう指導する。



近畿共済

暑い夏、予防対策で事故防止を

事故防止コンクール実施中 8月1日(火)～12月31日(日)

その心がけが、未来を拓く。

当組合の事故発生状況については、昨年に続きじわじわと増加傾向にあります。

夏場は例年、事故が多発する時期です。暑さや睡眠不足による疲労がたまり、注意力散漫による前方不注意や、居眠り運転といった、不安全行動が現れやすく、交通事故が発生します。

注意したいのは熱中症です。運転中に熱中症で意識を失うと、正常な運転ができず、重大事故にもつながりかねません。適度な水分補給が非常に重要です。こまめに水を飲み、水分補給を怠らないようにしましょう。適度な休息を取り、帽子やエアコンなどを活用して体温を下げるのが重要です。

朝礼や点呼等を利用した健康チェックを強化しましょう。疲れたら「休憩を早めにとるように」と一言声をかけていただきますようお願いいたします。

また、夏場はタイヤのパンクやバーストなどのトラブルが起こりやすい時期です。車両の点検にも注意をお願いします。

運転には適切な身体的・精神的な健康状態が必要です。十分な睡眠とバランスのとれた食生活で、暑さを乗り切ってください。

当組合では現在、令和5年度無事故コンクールを実施し、組合員・運転者が無事故に挑戦する運動を展開しています。

コンクールの5ヶ月間、無事故を達成された契約組合員（当組合に事故受付がない組合員）に、記念品を進呈いたします。また、コンクール期間内に対人・対物共済の事故率が共済平均以下で、その合計上位8地域を表彰いたします。



近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、営業課 06-6965-2824まで

～大貨健保に加入の事業所の皆様へ～

算定基礎届のご提出 ありがとうございました

新型コロナウイルス感染症の取り扱いが2類から5類となりましたが、完全な終息には、まだまだ時間がかかると思われます。

皆様への感染予防の観点から今年も大貨健保事務所と大ト協支部事務所ならびに各受付会場での受付を中止し、郵送による届け出とさせていただきます。

大変ご不便をおかけしましたが、皆様のご協力により算定基礎届の受け付けが無事終了いたしました。

8月下旬より決定通知書をお届けしますので、ご確認のうえ被保険者の皆様にご周知くださるようお願いいたします。

新しい「標準報酬月額」により 保険料と保険給付が算出されます

算定基礎届にて届け出いただいた4月・5月・6月に支払われた報酬の平均額を基に、標準報酬月額が決定されました。

この標準報酬月額は、保険料の計算だけでなく、傷病手当金や高額療養費などの給付金や、将来の年金受給額の決定など、さまざまな給付の算出基礎として使われます。

今回の算定基礎届で決定された新しい標準報酬月額は、原則として令和5年9月から令和6年8月までの1年間適用されます。



大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

口数 月額 掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
加入年数	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社に、委託割合に応じた運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更されることがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は令和5年3月現在のものです。)

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

近畿地区軽油価格調査集計表(2023年6月分)

全ト協調ベ
※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	122.63	113.17	120.64

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	118.76	113.81	123.31
出光昭和シェル	127.40	112.92	124.00
キグナス			
コスモ	114.70	112.02	123.47
その他の	124.54	113.61	115.61

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.30	113.25	121.93
30～50キロリットル未満		112.87	112.93
50～100キロリットル未満	119.30	113.76	
100キロリットル以上		112.50	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	116.13	111.74	121.97
30～60日未満	123.93	113.31	120.28
60日以上	139.50	115.33	

■軽油価格推移表

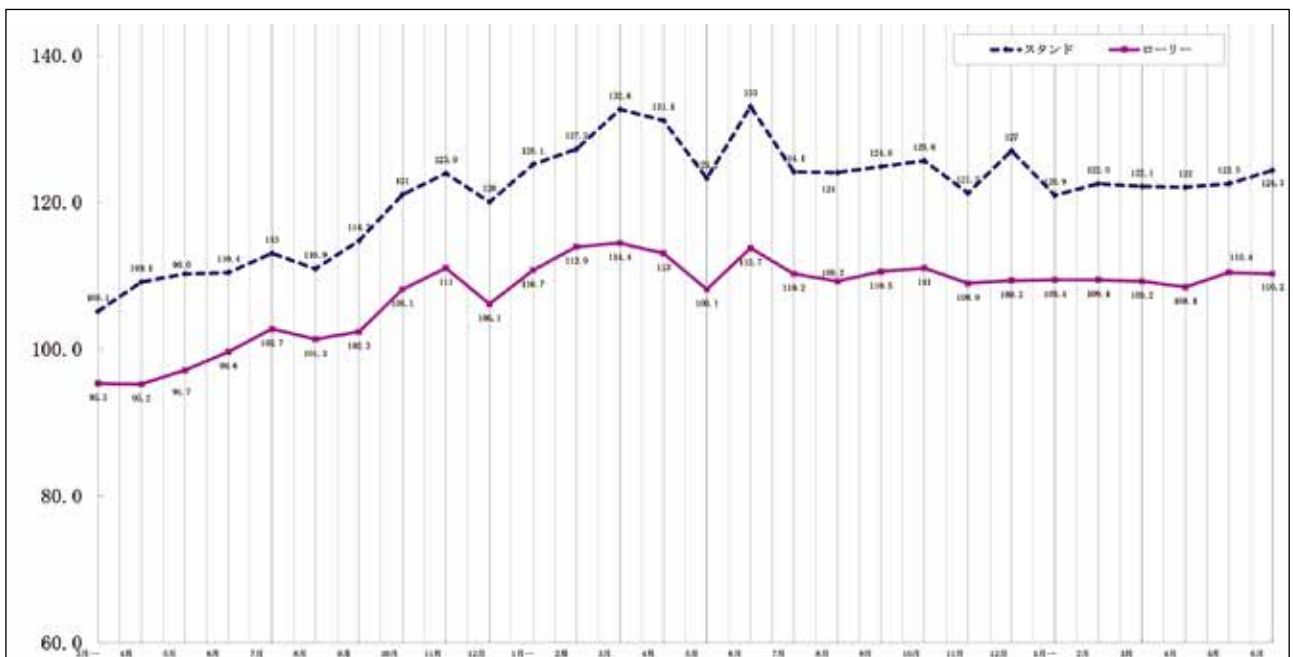
	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2023年2月	123.85	108.76	119.41
2023年3月	124.09	110.41	121.51
2023年4月	120.78	110.97	120.72
2023年5月	122.00	109.25	112.76
2023年6月	122.63	113.17	120.64

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (2023年6月度)

大ト協調ベ
※消費税抜き価格です

元売別	項目	スタンバイ		ローリー	
		平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エネオス		126.8	111.0	110.9	109.2
出光		124.4	112.4	112.1	108.8
昭和シェル		121.0	110.8	111.6	109.0
モービル					
エッソ				112.8	111.0
ゼネラル		113.0	113.0		
キグナス					
コスモ		124.3	113.4	112.1	111.0
その他の		121.6	110.2	108.7	104.5
全社		(加重平均値) 124.3	(最低価格) 110.2	(加重平均値) 111.1	(最低価格) 104.5

軽油購入価格推移表(平均値)



「物流革新に向けた政策パッケージ」について

6月2日、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において、「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。今回の特集ではこの政策パッケージについて解説します。

「物流革新に向けた政策パッケージ」の目的

2024年問題等により将来的には34%の輸送力が不足されると懸念されています。本政策パッケージは、この物流課題を荷主・運送事業者・一般消費者が協力し、物流の環境整備を行い解決するための対策としてまとめられました。

さらに上記パッケージに関連して、経産省、農水省、国交省の連名で、荷主・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「**物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン**」が公表されました。(後ほど解説します！)

では、物流課題解決に向け、物流革新に向けた政策パッケージではどのような施策を行うのでしょうか？

具体的な施策

① 非効率な商慣行を見直し

1. 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた**規制的措置等の導入**
2. 納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）、物流コスト込み取引価格等の見直し
3. 物流産業における多重下請構造の是正に向けた**規制的措置等の導入**
4. 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（トラックGメン）
5. 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組み
6. トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底荷待ち、荷役時間の削減等に向けた法制化

② 新技術を活用した物流の効率化

1. 即効性のある設備投資の促進（バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
2. 鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等、「物流GX」の推進
3. 自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等、「物流DX」の推進
4. 「物流標準化」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
5. 道路・港湾等の物流拠点（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
6. 高速道路のトラック速度規制（80km/h）の引上げ
7. 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現
8. 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上

9. ダブル連結トラックの導入促進
10. 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
11. 地域物流等における共同輸配送の促進
12. 軽トラック事業の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化（※）
13. 女性や若者等の多様な人材の活用・育成

③ 荷主・消費者の行動変容

1. 荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制的措施等の導入
2. 荷主・物流事業者の物流改善を評価・公表する仕組みの創設
3. 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
4. 再配達削減に向けた取組み（再配達率「半減」に向けた対策含む）
5. 物流に係る広報の推進

ポイント 1

荷待ち、荷役時間の削減および多重下請構造の是正に向け規制的措施等の導入

※「**規則的措施の導入**」とは「**法制化**」を目指すことのことです。

法制化により遵守していない場合は罰則もあります。

ポイント 2

トラック G メンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の調査が始まります。

2024 年問題に対応するため荷主対策の実効性を確保することを目的にトラック G メンは、7 月 21 日、162 名体制で本省および地方運輸局に設置（近畿運輸局では 17 名）しました。

- ① トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し情報収集力を強化
国交省の目安箱や適正化からの情報を基に情報収集を行い、同じ荷主の情報が複数入った時に当該荷主へ働きかける
- ② トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度の執行力を強化



近畿運輸局内の「トラック G メン」に対する辞令交付式

ポイント 3

荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制的措施等の導入（法制化）

荷主の物流管理統括者として経営者層（役員クラス）を配置しなければならず、荷主企業は現場ではなく会社の課題として対応しなければなりません。

ポイント 4

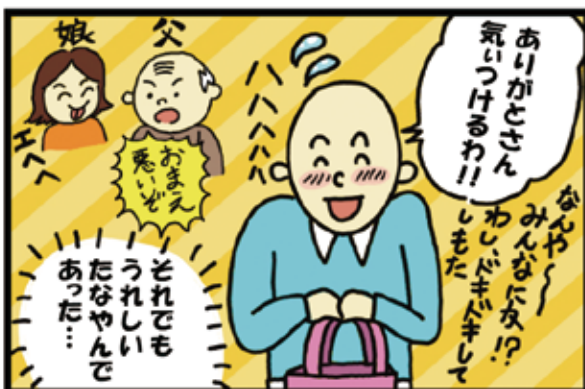
「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」について運送事業者は何から取り組めばいい？

荷主は荷待ち時間や荷役作業等にかかる時間を把握した上で、**合計 2 時間以内**とするよう定めました。さらに既に 2 時間以内となっている場合は、目標時間を 1 時間以内と設定し時間短縮に努めるよう明記されています。

荷主側も荷待ち荷役作業の時間を減らさなくてはならないため、運送事業者としては**荷待ち時間や荷役作業等にかかる時間を把握し、現場を見直しデータ化し「見える化」を行い、そのデータをベースに、荷主に対し提案、交渉をしていきましょう。**

新米トラガール ひかりちゃん

作/たあちゃん



たなやんさんめっちゃ嬉しかったんですね笑

まあ頑張って働いてくれるならそれでオッケー?ですかね(笑)

さて、今回はこの熱中症対策のお話ですが、企業は雇用している労働者に対し様々な義務を持っています。そして、今回の4コママンガのような事情についても企業としての責任、つまり、「安全配慮義務」(労働契約法第5条)が求められるということを忘れないでください。

ここで、私が顧問先企業にいつもお伝えしている「雇用契約」という「契約」における「義務」と「権利」についてお話します。

雇用契約を締結するという事は単に仕事をしてもらうという事のみを指すわけではございません。労働者にも使用者である経営者にも雇用契約上の「権利」と「義務」があるということを労使共に理解しておいてください。

労働者としての「義務」は「労働力を提供すること」、使用者としての「義務」は「賃金を支払うこと」であり、この点は皆さん理解していただいているのですが、これは雇用契約上の「主たる義務」であり、「従たる義務」も存在します。

労働者としての従たる義務は「誠実義務」(民法第1条第2項)、使用者としての従たる義務は「安全配慮義務」が成立しています。

今回猛暑の中、熱中症対策を企業として講じず、たなやんさんの身に危険が降り注ぎ、損害を与えてしまった場合、企業として、「安全配慮義務違反」を問われることにもなりますので、経営者の皆さん、運賃が中々上がらず、経費をこれ以上使うことに抵抗があっても、きちんと熱中症対策しましょうね。

なお、この安全配慮義務には職場環境を適正に保つ義務も包含しているため、各種ハラスメントや企業内秩序違反には経営者として目を光らせておきましょう!

X-Y-Zパートナークリエイト。特定社労士 戸川一秋

大阪府トラック協会

SNS更新中!!



Twitter



Instagram



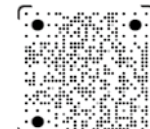
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



YouTube



TikTok



ぜひ、チェック&フォロー
お願いします🙏



府下営業用トラック増・減車状況

(最近3カ月)

	増・減車区分	事前			届出		
		件数			台数		
		4月	5月	6月	4月	5月	6月
特別積合せ	増車	0	0	0	0	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
一般	増車	(0)525	(3)457	(4)536	(0)855	(11)754	(17)912
	減車	483	501	544	824	791	881
特定	増車	1	0	0	1	0	0
	減車	0	0	0	0	0	0
合計	増車	(0)526	(3)457	(4)536	(0)856	(11)754	(17)912
	減車	483	501	544	824	791	881

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

※ () 新規許可 タクデリ:0件(0台)

◎運行管理者等指導講習業務

(令和5年6月末現在)

区分 年月	一般講習				基礎講習		特別講習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
令和5年6月	3	138	24	162	2	209	1	14
令和5年度累計	8	481	115	596	2	209	1	14

◎適性診断業務

(令和5年6月末現在)

区分 年月	受診者数						合計
	任意		義務				
	一般	特別	初任	適齢	特定I	特定II	
令和5年6月	1,079	0	410	76	6	0	1,571
令和5年度累計	2,568	0	1,138	181	27	0	3,914

NASVA
だより

お悔やみ申し上げます

佐野辰運送(有) (泉佐野市湊4ノ1ノ18=泉州支部) 社長 桶谷久人殿、7月21日死去、69歳。葬儀は家族葬にて執り行われた。

エナジーエクスプレス(株) (羽曳野市はびきの5ノ22ノ5=東大阪市部) 社長 ご令室 辻千秋殿、7月9日死去、53歳。葬儀は7月11日午後2時半から松原市立部5ノ9ノ22の松原仏光殿にて執り行われた。

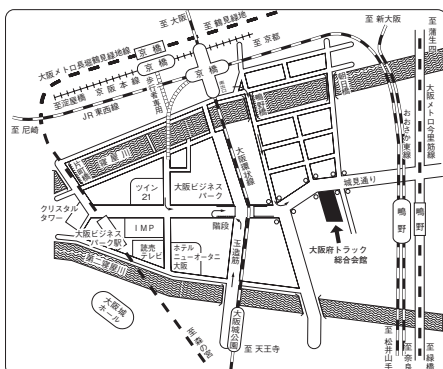
一宏運輸(株) (羽曳野市伊賀4ノ12ノ4=中央支部) 社長 丈母 竹村節子殿、7月10日死去、84歳。葬儀は7月13日午前11時半から守口市大日町3ノ4ノ28の公益社守口会館にて執り行われた。

(株)ベアートランスポート (泉南郡熊取町野田2ノ9ノ26 藤原倉庫(株)内=泉州支部) 会長 藤原誠司殿、7月28日死去、75歳。葬儀は家族葬にて執り行われた。

(株)山中運輸 (大阪市城東区永田2ノ8ノ2=東大阪支部) 社長 ご尊父 川井一巨殿、7月23日死去、77歳。葬儀は7月28日大阪市阿倍野区阿倍野筋4ノ19ノ115の大阪市立やすらぎ天空間にて執り行われた。



大阪府トラック総合会館



●交通のご案内●

- JR大阪環状線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分
 - 「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線・・・・・・「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・・・・
 - 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分
 - 「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線・・・・・・「鳴野」徒歩約15分

茨木市の向陽台高等学校で 単位認定カリキュラム 「物流に関する授業」を実施



当協会は6月28日と7月5日、茨木市の学校法人早稲田大阪学園 向陽台高等学校の単位制コースの生徒38名を対象に単位認定の履修選択科目となる「物流に関する授業」を2日間、計4限実施した。

現在、トラック運送業界では2024年問題を筆頭に若年者を中心とした深刻なドライバー不足が喫緊の課題となっており、当協会では各行政機関と連携しながら様々な人材確保対策を行っているが、就職についてより具体的に考え始める高校生にトラック運送業界へ興味関心を持ってもらい、将来の就職先の選択肢の一つとしてもらえるような対策に力を入れている。その一環として向陽台高校の単位制コースの生徒を対象に、卒業単位の74単位の中の1単位の修得となる2限の単位認定授業を令和2年度から行っているが、今年度からは高校側からの希望により2日間、計4限分の授業を行うこととなった。

授業では堀内運送株式会社 物流部 部長 三浦隆志氏からCM等でも馴染みのトラック運送会社のロゴを用いたクイズを交えながら、物流業界やトラックドライバーの仕事についての講話や、堀内運送株式会社で実際に運んでいる物についての紹介を、また、当協会 職員からは、トラックドライバーの仕事のやりがいや、緑のナンバープレートの営業用トラックについての基本的な説明、免許取得制度、最近のトラックの安全装置の進化、災害時の緊急救援物資輸送等について説明を行い、当協会が制作した人材確保対策事業に関する

DVD等を視聴した。

日常生活のあらゆる場面に物流の仕事が携わっていることや、トラックドライバーの仕事が社会と生活のライフラインを支えていることに新しい発見もあった生徒達は、メモを取りながら真剣に聞き入っていた。

また、7月14日には、登校型コースの2年生25名を対象に、ホームルーム授業内において特別授業として、同じく堀内運送株式会社 物流部部长 三浦隆志氏と当協会 職員より、「物流に関する授業」を実施した。

なお、希望する生徒については、夏休み期間にトラック運送会社にて1日もしくは3日間の企業インターンシップを行うことも予定している。

向陽台高等学校と当協会では、次年度以降も継続して同授業を実施していく方向で検討しており、今後も大阪府と連携して、他の府内の高等学校等から依頼があれば今後も同授業を実施していきたいと考えている。



「物流に関する授業」をする
堀内運送株式会社 物流部 部長 三浦隆志氏


「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行 一般社団法人 大阪府トラック協会

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000(代表) FAX 06-6965-4019
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>

トラック広報 2023年8月号(通巻716号)

令和5年8月15日発行(毎月1回15日発行)

大阪府内の小学生からトラックドライバーの
皆さまへ直筆メッセージ 

雨の日もどんな時も荷物をはこんでくれてありがとう!
これからもいろんな人に荷物をはこんであげてね♡

(小学4年生・女の子)

8月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

令和5年上半期

高齢者が被害者となる 死亡事故が多発！



死亡事故死者数

81人のうち

42人が高齢者

(歩行中～17人)

(自転車乗用中～12人)

令和5年6月末現在

高齢者の皆さん

- 加齢とともに、危険の発見や歩行・自転車の速度が遅くなります！
- 道路を横断する際は、遠回りでも横断歩道を渡りましょう！
- 青信号でも周囲の安全をしっかりと確認しましょう！

ドライバーの皆さん

- 信号のある交差点では、青信号で通行する場合でも歩行者・自転車の横断に十分注意しましょう！
- 歩行者が急に道路を横断する場合があります。漫然と運転することなく、歩行者の早期発見と動静注視に努めましょう！

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中
～ 車も歩行者も手で合図 ～

必ず送ろう
ハンドサイン



人がいれば
必ず止まろう



ハンドサイン動画

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の12月末までの確定値

区分 \ 年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	2,000	1,892	1,677	1,879	1,916
死者数	21	20	17	22	15
負傷者数	2,514	2,321	1,970	2,207	2,258

● 各年の6月末までの確定値

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	891	799	855	875	859
死者数	7	11	10	7	8
負傷者数	1,073	938	987	1,014	1,039

● 各年の6月中の確定値

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	149	141	157	168	160
死者数	1	1	4	2	0
負傷者数	161	164	174	193	199

注：件数は事業用貨物自動車1台となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第150号
令和5年8月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 中 川 才 助

大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストへの参加と助成について (お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に対しまして格別のご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年も10月1日から来年3月31日までの間、府下一斉で、みだしのコンテストが開催されます(エントリー期間は8月1日から9月30日)。参加事業所における事故・違反の発生率が、未参加事業所に比べ大幅に減少する傾向があり、また「大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト実行会」構成団体の一員である当協会といたしましても、本コンテストを事故防止対策事業の一環として、大いに推奨しており、運転記録証明書交付手数料の助成(※)も行っております。

つきましては、同コンテストの趣旨をご理解いただき、一人でも多くの従業員の方々が参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参加申請手続等の詳細につきましては、各警察署ならびに、各地区交通安全協会等にお問い合わせいただきますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申し上げます。

※ 運転記録証明書交付手数料の助成を受けるには「大阪府トラック協会 専用申請書ならびに委任状」が必要です。(トラック協会各支部にてお受け取りください。)

なお、大阪府無事故無違反チャレンジコンテスト参加用以外の運転記録証明書交付手数料助成事業については令和5年6月30日をもちまして終了いたしました。

記

○ 「コンテスト」に関するお問い合わせ先

- ・ 大阪府警察本部交通部交通総務課安全指導第一係
電話 06-6943-1234（内線 50321）
- ・ （一財）大阪府交通安全協会
電話 06-6941-6983

○ 助成に関するお問い合わせ先

- ・ （一社）大阪府トラック協会 業務部
電話 06-6965-4036

○ 助成方法

コンテスト参加申込の際は、**「大阪府トラック協会 専用申請書ならびに委任状」**を使用して申請してください。交付手数料を支払うことなく参加申し込みができます。（通常の「運転記録証明書交付申請書」を使用すると、手数料が必要になります。）

なお、上記の方法以外（例：領収書等による手数料の払い戻等）では助成できません。ご注意ください。

また、参加奨励のため、令和5年度の「運転記録証明書交付手数料助成事業」（令和5年6月30日終了）とは別枠にて「大阪府無事故無違反チャレンジコンテスト」参加における同手数料の助成事業を実施いたしております。

○ 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者に限る。

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり、誠に有難うございます。

さて、事業者は「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止措置を適切に実施するため、交通労働災害防止を担当する管理者を選任する必要があります。

また、事業者は、選任した管理者に対して、交通労働災害防止に関する役割、責任及び権限を定め、職務を遂行するために必要な教育を行うこととしています。

※本講習は、運行管理者の能力向上を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する講習会です。日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年10月5日(木) 13:30~17:00 (13:00より受付開始)
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

※ 会場の駐車設備は矮小の為、当日は公共交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
4. 受講対象者 交通労働災害防止担当管理者及びその補助者等
(運行管理者資格者または運行管理者基礎講習を受講された方)

5. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止担当管理者の役割等
- (2) 交通労働災害防止のための管理の進め方
- (3) 教育及び運転者認定制度
- (4) 健康管理
- (5) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

6. 受講料 ・ 陸災防会員 無 料
・ 非 会 員 13,000 円(税込)

7. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

※但し、補助者の方で運行管理者基礎講習未受講の方は交付できません。

8. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証をお渡しすることはできません。また、受講料の返金等もいたしません。

※非会員は、改めてお申し込みいただき、全科目を受講して頂くこととなりますので、
ご注意ください。

9. 申し込み方法

- 定員 80 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、9月22日（金）
までに当支部あてに FAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講申込書受領後、担当者宛、受講票を FAX にて送付いたしますので、受講時にご持参いただきますようお願いいたします。
- 業務の都合等で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

10. 本講習に関するお問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

電 話 06-6965-4035 F A X 06-6965-1903

交通労働災害防止担当管理者教育講習会（10/5 開催） 受講申込書

事業者名 _____ 電 話 _____

担当者名 _____ F A X _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	※運行管理者資格者証番号 または 基礎講習修了証明番号	分会名 (大ト協支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※は必ず記入してください。

基礎講習修了証明番号は運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。（尚、手帳番号ではなく、指導講習の修了証明欄に記載されている基礎講習修了番号をご記入ください）

※非会員の方は、後日請求書並びに受講票をお送りいたしますので、請求書の送り先のご住所・宛名をご記入ください。

<ご住所・宛名> 郵便番号 - _____ _____

各 位

大阪労働局長・登録講習機関第10号
登録満了日：令和6年12月24日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 川 才 助

「安全衛生推進者養成講習」開催のご案内

労働安全衛生法 第12条の2では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生業務を担当する安全衛生推進者の選任が義務付けられています。

※なお、常時10人以上50人未満とは、日雇い労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて、常態として使用する労働者の数が10人以上50人未満ということになります。

本講習は、同法で定める都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習であり、この機会にぜひ従業員に資格取得をされますようご案内申し上げます。

1. 講習日程

	月 日		時 間
学 科	1日目	令和5年10月19日(木)	10:00~16:40
	2日目	令和5年10月20日(金)	10:00~16:30

2. 場 所

大阪府トラック総合会館6階(601号室)
大阪市城東区鳴野西2-11-2

※19、20日ともに9:30より受付開始致します。

3. 受講料

陸災防会員 10,000円 (テキスト代等は、当支部が負担)

非会員 13,000円 (テキスト代・表示プレート代の3,000円を含む。)

4. 申込み要領

- (1) 締切り日までに、別紙「受講申込書」を記入の上、写真2枚[カラーコピー不可]を添えて、下記申込先までご郵送願います。

申込書提出締切日	9月29日(金)
----------	----------

- (2) 申込み先(郵送先)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6965-4035

- (3) 受講料の納付

受講申込をいただいた方に対し、受講票ならびに請求書(受講料)を送付いたしますので、指定日までに受講料を納付して下さい。(銀行振込)

5. 定 員 80名 ※ 定員に達し次第締め切らせていただきます。

6. 修了証 2日間講習を受講された方に修了証及び安全衛生推進者表示プレートを交付致します。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、原則として修了証の交付はできません。※なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. その他

- ・筆記用具（鉛筆・消しゴム）を必ず持参してください。
- ・講習会場への車でのご来場は、ご遠慮ください。

【カリキュラム】

【1日目】

時間(休憩時間含む)	科目	範囲	時間
10:00~12:20	安全管理	労働災害の現状と問題点、安全衛生推進者の役割と職務、安全活動、労働災害の原因の調査と再発防止対策、荷役運搬作業の安全、交通労働災害防止対策	2
12:20~13:20	(休憩)		1
13:20~14:20	健康の保持増進対策	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育、運転時の疲労回復、心身両面にわたる健康の保持増進	1
14:20~16:40	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント) リスクアセスメントの進め方 労働安全衛生マネジメントシステムの意義と特徴	2

【2日目】

時間(休憩時間含む)	科目	範囲	時間
10:00~12:10	作業環境管理及び作業管理	作業環境測定、作業環境に関する規制、職場環境の点検、職場の整理整頓、服装及び労働衛生保護具	2
12:10~13:10	(休憩)		1
13:10~14:10	安全衛生教育	安全衛生教育の目的、教育の種類と内容、教育計画の立て方、作業基準の作成と周知	1
14:10~16:30	安全衛生関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項、報告その他	2

各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中川才助

「テールゲートリフター特別教育(学科)」の開催について(ご案内)

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条第5号の4により、「テールゲートリフターの操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」が令和6年2月1日から特別教育の対象となりました。

特別教育は、学科4時間及び実技2時間を行うものとなっており、大阪府支部では、**自社内で教育をすることが難しい事業場のために**学科教育4時間のみ特別教育を実施します。

なお、受講終了者には、**学科教育受講証明書**を交付いたします。

実技教育は、社内等でテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作方法について2時間の教育を行ってください。

1. 日 時

①	令和5年10月6日(金)	12:50~17:00
②	令和5年11月1日(水)	12:50~17:00
③	令和5年11月30日(木)	12:50~17:00
④	令和6年1月17日(水)	12:50~17:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号

3. 講習内容

テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0時間
関係法令	0.5時間

4. 受講料 陸災防会員8,800円(テキスト代、消費税込) **【陸災防大阪府支部会員のみ申込可能】**

5. 受講手続 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、**FAX(06-6965-1903)**でお申込み下さい。
⇒「受講申込書」受領後、貴社宛てに受講票をFAXします。

6. 送金手続 受講票確認後に受講料を送金ください。**※入金〆切日は受講申込日の2週間前までです。**
金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
(振込銀行) リソナ銀行大阪営業部(普)5009457
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部あて

※なお、受講料については、いかなる理由であっても返金しませんので、ご注意ください。

※各日、定員(100名)に達し次第、締切りとなります。

7. 本講習に関するお問合せ先 **陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部**
電話 06-6965-4035

テールゲートリフター特別教育講習（学科）受講申込書

受 講 申 込 日

10/6(金)	11/1(水)	11/30(木)	1/17(水)

※いずれかの日にち一日のみに○印をしてください。複数の日にち選択は不可。

ふりがな	生年月日	備考
受講者氏名		
	昭和 年 月 日	
	平成	
	昭和 年 月 日	
	平成	
	昭和 年 月 日	
	平成	
	昭和 年 月 日	
	平成	
	昭和 年 月 日	
	平成	
	昭和 年 月 日	
	平成	

ふりがな	
会社名	
所在地	〒 ー
TEL	ー ー
FAX	ー ー
担当者	

陸災防大阪府支部 申込先FAX 06-6965-4019

連続発生

交通死亡事故発生通報

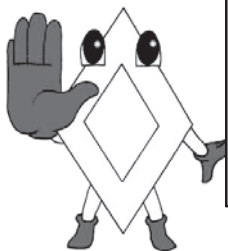
事業用貨物車の関連する交通死亡事故が連続発生！

令和5年6月25日(日)
午前1時ごろ(晴)
大阪市福島区内発生

準中型貨物車が、直進の自転車と
正面衝突。(事故原因については捜査中)



中央分離帯



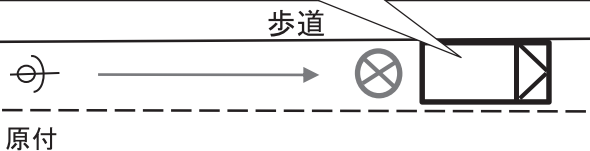
走り慣れた道路であっても、漫然と運転することなく、前方の安全確認を徹底しよう！

荷室内で作業中

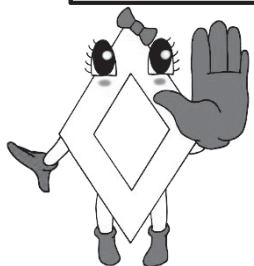
令和5年6月25日(日)
午前1時ごろ(晴)
大阪市西成内発生

停車して荷室内で作業中の
中型貨物車に原付が衝突。

(事故原因については捜査中)



中央分離帯



路上駐停車は事故の原因となる可能性があります。

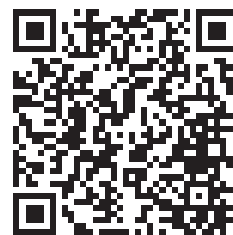
車両は、駐車場などに駐車しましょう。

YouTube で
交通安全動画
配信!



LINE

大阪府警察本部
交通部交通総務課



大阪府警察

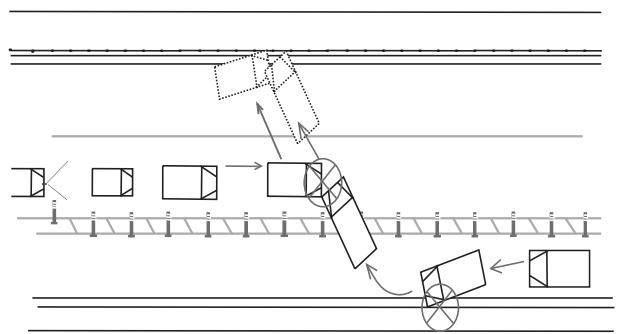
事業用貨物自動車が関係する

交通死亡事故発生通報

事業用 普通貨物自動車が対向車と正面衝突！

令和5年7月20日(木)
午後5時ごろ(晴)
大阪府河内長野市内発生

トンネル内を直進中の普通貨物自動車
が、側壁に衝突後、対向車線
を走行中の車両に正面衝突し、
普通貨物自動車の運転手が死亡。
(事故原因については捜査中)



運転者の皆さんへ

- 漫然と運転せず、前方を注視しましょう！
- 体調管理をしっかりと行い、不調があれば無理をせず、休憩を取るなど、運転を控えましょう！

使用者・管理者の皆さんへ

事業用貨物自動車による死亡事故が
連続発生 しています
決して他人事ではありません！！

危機意識の醸成をお願いします！

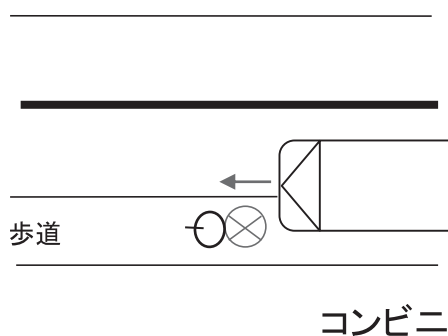
大 阪 府 警 察

事業用貨物自動車が関係する 交通死亡事故発生通報

事業用

大型貨物車が歩行者に衝突！

令和5年7月20日(木)
午後0時ころ(晴)
大阪市住之江区発生
路上駐車後、発進した大型貨物自動車
が、歩道上を歩行中の歩行者に後方から衝突。



(事故原因については捜査中)

運転者の皆さんへ

- 路上駐車せず、必ず駐車場を使用する等、適切な駐車を徹底しましょう！
- 発進前の車両周辺の安全確認の徹底は基本です！
基本をおろそかにしないようにしましょう！

使用者・管理者の皆さんへ

決して他人事とは思わず、ドライバーに対して、適切な駐車の方法や車両の死角など、安全運転に必要な基本事項を再徹底させるようにしてください。

大阪府警察



事業用貨物自動車が関係する 交通死亡事故発生通報

事業用

中型貨物車が歩行者に衝突！

7月11日(火) 午前3時45分ころ (晴)
大阪府大東市内発生
直進中の中型貨物車が、歩行者と
衝突し、歩行者が死亡。

(事故原因については捜査中)

歩道



中央線

反対車線省略

交通事故を防ぐために

○ 夜間はハイビーム・ロービームをこまめに使い分けましょう！

○ 速度を控え、漫然と運転せず、進路前方の安全確認に努めましょう！

【運行管理者の方へ】

ドライバーの視界を邪魔するものを積載していないか、確実な積載方法を確認することはもちろん、実際の事故事例をもとに、安全運転に必要な注意事項を具体的に指示してください。

大阪府警察

